

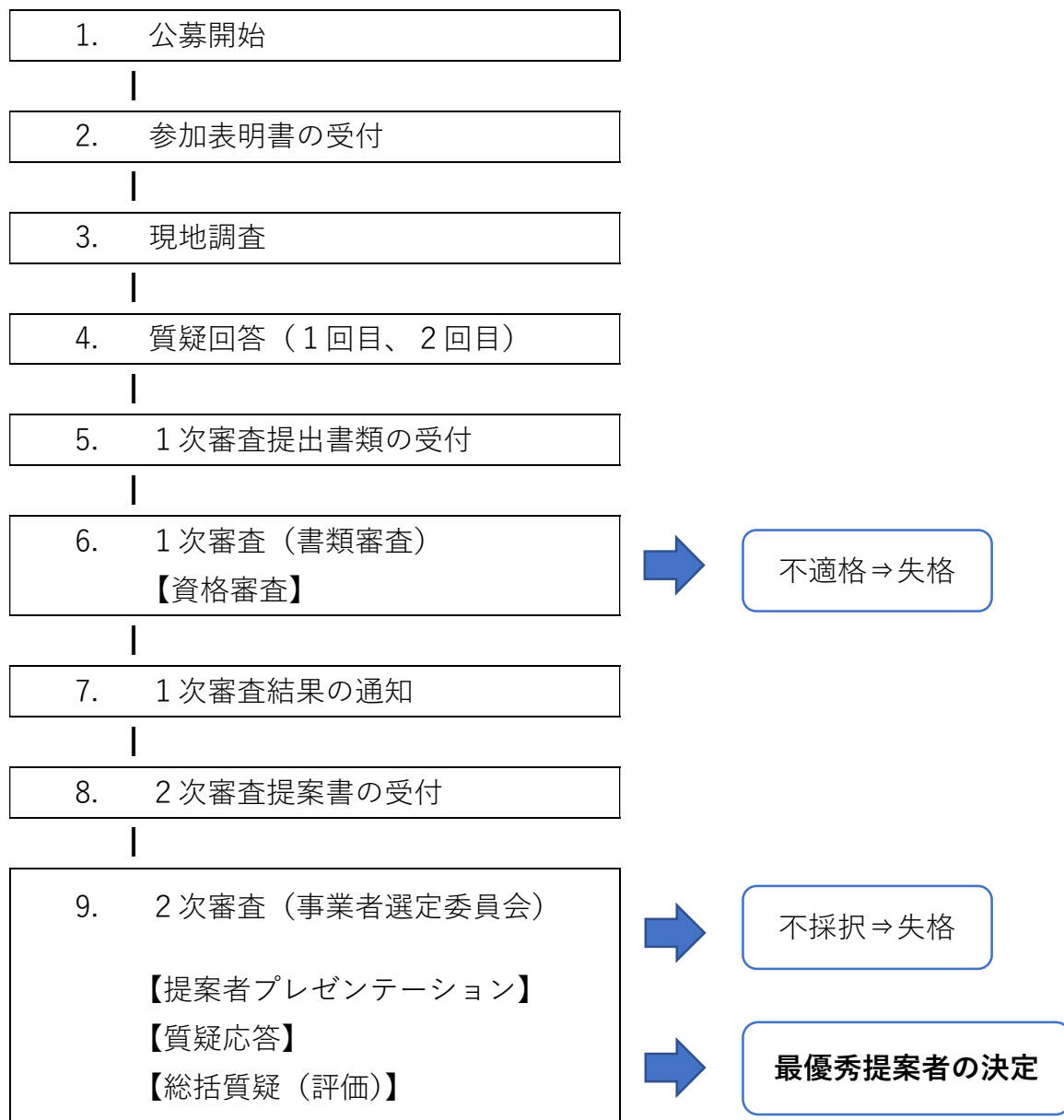
# 筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業 プロポーザル審査要領

## 1. 趣旨

筑紫野市（以下「本市」という。）は、筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業の実施にあたり、デザインビルド（設計・施工一括発注）方式を採用し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定する。

本要領は、プロポーザルにおける優先交渉権者である最優秀者及び次点者である優秀者の選定にあたり筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業プロポーザル募集要領書に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

## 2. 決定までの流れ



### 3. 審査委員会

本市は、プロポーザルにより本業務の最優秀者を特定するにあたり、公平性及び透明性を確保して評価を行うため、筑紫野市立小中学校施設整備等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

なお、審査委員会の所掌業務及び委員は、審査委員会設置要綱に示すとおりである。

### 4. 審査の方法

第1次審査として、資格審査、第2次審査として提案審査を行う。なお、資格審査は提案審査のための提案書類の適格審査とし、その内容についてはこれを提案審査に持ち越さないものとする。

### 5. 審査体制

第1次審査は事務局（筑紫野市教育委員会教育政策課）、第2次審査は審査委員会にて審査を行う。

### 6. 資格審査【1次審査】

本市は、提出された業務実績書等をもとに、応募資格を満たすか否かの適格審査を事務局で行い、1項目でも当該要件を満たしていない場合は不適格とし失格とする。

### 7. 提案審査【2次審査】

審査は非公開審査とする。審査委員会は、提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容並びに提案価格から「11. 評価項目及び評価基準」に基づき、評価を行うものとする。

#### （1）プレゼンテーション

a 参加者は7人以内とする。

b 技術提案者は、提出した技術提案書の内容に基づき、20分程度のプレゼンテーションを行う。

c プロジェクターを使用し説明する場合は、本市においてスクリーン及びプロジェクターを準備する。

#### （2）ヒアリング

審査委員会は、プレゼンテーション後に20分程度のヒアリングを実施する。質疑回答は、原則として統括代理人又は配置予定の技術者が行うものとする。

### (3) 評価点の算定

各項目の評価点は、各審査委員が評価基準に基づき5段階評価し、それぞれの評価係数を乗じた後、すべての項目の評価点を合計する。

### (4) 留意事項

技術提案者は、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格（以下「提案価格」という。）を公表してはならない。また、技術提案書と異なる説明や追加資料の配布は認めない。

## 8. 最優秀者及び優秀者の選定・決定について

### (1) 最優秀者及び優秀者の選定

審査委員会は、2次審査の評価点の合計が最も高い者を最優秀者、次に高い者を優秀者として選定するものとする。

なお、それでも評価点と同じ場合は、提案価格が低い者を上位とする。

### (2) 最優秀者及び優秀者の決定

本市は、審査委員会の選定結果を受け、最優秀者及び優秀者を決定するものとする。

## 9. 技術提案を履行できなかった場合の扱い

本市は、受注者が自らの責めにより技術提案が履行できなかった場合、次により算出した金額を違約金として徴収するものとする。

$$\text{違約金額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{未達成部分の評価点}}{\text{審査時の評価点}}$$

## 10. 留意事項

(1) 提案価格を除く技術提案については、一定以上の水準を確保するため、各審査委員の評価基準点を60点と定め、それに満たない場合や審査項目のうち、半数以上の審査委員が評価係数E（評価できる記載がない）と判定する項目が1つでもあった場合は不採択とする。

(2) 市の要求水準を満たす提案が無かった場合は、候補者の選定は行わない。

(3) 提案者が1者しかいない場合であっても、審査基準に従い審査を行う。

## 1 1. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、下表のとおりとする。

### 【技術提案の評価】

評価項目	評価基準
1. 事業計画に関する提案	
工程計画、進捗管理、リスク管理及び実施体制等の適切性	本事業の目的を適切に認識した工程計画、進捗管理、リスク管理及び実施体制等の計画となっているか。
2. 設計に関する提案	
基本条件	基本方針・基本計画を踏まえた内容になっているか。
	本施設において、本市が示す要求水準を満たしているか。
	外構等（駐車場の整備含む）において、本市が示す要求水準を満たしているか。
機能性・利便性・快適性	ユニバーサルデザインを採用し、諸室等が機能的にバランスよく配置され、動線計画が適切に計画されているか。
	内部空間について、教育環境にふさわしい計画的工夫や教育内容の変更に対応可能なフレキシビリティの確保に対する配慮が見られるか。
	採光、通風、換気、遮音等に配慮し、感染症対策等をはじめ快適かつ健康的な教育環境の提供が実現されるか。
地域性・社会性	周辺環境に配慮した建物配置・アクセス等が計画され、外観デザインや外構計画が適切で魅力的な計画となっているか。
	施設設備、砂塵、騒音等が近隣住民の生活に与える影響を最小限化するための工夫が見られるか。
省資源・エネルギー／省コスト	地球環境への配慮がなされ、省資源・省エネルギー／省コストに優れた計画となっているか。
	建物及び設備の長寿命化や耐久性の確保に関して、妥当な方策や考え方を含む計画となっているか。
	ライフサイクルコスト低減に関する工夫がなされた計画となっているか。
防犯・安全・防災性	防災・防犯対策の他、利用者の安全確認・安全確保等に配慮した計画となっているか。
	地震や災害発生時において、避難所としても安全かつ快適に利用できるよう配慮されているか。

評価項目	評価基準
3. 建設に関する提案	
施工計画及び 施工管理・品質管理	<p>施行中の安全確保、工期短縮に関する創意工夫及びコスト削減につながる施工方法等が提案されているか。</p> <p>木材、コンクリート、鋼材等、構造体の施工管理や使用する材料の品質管理に関する徹底及び創意工夫が提案されているか。</p> <p>地元企業を協力事業者又は資材調達事業者として積極的に採用する提案となっているか。</p>
周辺環境への配慮	<p>建設工事にあたり騒音、悪臭、粉塵、交通渋滞、振動等、近隣の生活環境に与える影響を最小限にするための工夫が見られるか。</p>
4. 特定のテーマに関する提案	
早期完成の提案	<p>本市が希望する工事施工業務、監理業務の期限（令和11年3月1日）より早期に完了し、引き渡しが可能となるか。</p>
今日的な教育ニーズに対応した提案と、将来的な児童数・学級数の動向を見据えた方策	<p>基本方針・基本計画、要求水準書の内容を網羅しつつ、全体のコンセプトを踏まえ提案されているか。</p>
代替施設の提案	<p>仮設校舎を用いない実現性の高いローリング方式、難しい場合は仮設校舎を用いた効率的なローリング方式が提案されているか。</p>
児童・教職員の学校活動等への影響を最小限にする提案	<p>工事期間中に発生する交通障害・騒音・振動により、児童・教職員の学校活動等への影響を最小限に抑えるための提案となっているか。</p>
5. 提案価格	
業務コストの妥当性	<p>概算事業費の範囲内で品質を維持しつつ、コストの低減を意識した提案となっているか。</p>